

■第349回食品安全委員会

日時：平成22年9月30日（木）14：05～14：38

傍聴者：9名

議事概要：

（1）岡崎内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）・末松内閣府副大臣挨拶

・岡崎内閣府特命担当大臣より「食の安全に対する国民の信頼を確保していくためには、食品安全委員会が引き続き中立公正な立場から『科学の視点で消費者を守る』という役割を十全に発揮することが不可欠であり、大きな期待を寄せております。」とのご挨拶をいただき、続いて、末松内閣府副大臣からも、食品安全委員会に期待している旨のご挨拶をいただいた。

小泉委員長からは「これからも国民の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。岡崎大臣と末松副大臣には、食品安全委員会のリスク評価の結果や科学的情報を国民にお伝えすることなどに、お力添えをいただければ幸いです。」との発言があった。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 7品目（全てポジティブリスト制度関連）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1) キノクラミン | 2) ジクロベニル |
| 3) ジフェノコナゾール | 4) トリフルミゾール |
| 5) DCIP | 6) エトキシスルフロン |
| 7) 酸化フェンブタスズ | |

・厚生労働省から説明。

・本7件について農薬専門調査会において審議することとなった。

＊1）除草剤で、水稻、くわい等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

＊2）除草剤で、小麦、大麦、みかん、りんご等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

＊3）殺菌剤で、りんご、なし、トマト等に使用します。今回、ピーマン、なす、茶への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

＊4）殺菌剤で、稲、きゅうり、トマト、りんご、もも、いちご等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

＊5）殺線虫剤で、きゅうり、なす、みかん、茶等に使用します。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

＊6）除草剤で、水稻に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

＊7）殺虫剤で、きゅうり、かんきつ類、りんご、もも等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○農薬及び動物用医薬品 2品目

- | | |
|-------------|------------|
| 1) フェニトロチオン | 2) フェンブカルブ |
|-------------|------------|

・厚生労働省から説明。

・本2件について、まず農薬専門調査会で審議し、その後動物用医薬品専門調査会で審議して、評価結果等は両専門調査会座長の連名で食品安全委員会に報告することとなった。

＊1）殺虫剤で、稲、大豆、ばれいしょ、りんご等に使用します。

今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。動物用医薬品としては、畜鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の駆除、食用動物の外部寄生虫の駆除に用いられます。

＊2）殺虫剤で、稲、小麦、きゅうり等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。動物用医薬品としては、マダニ、ワグモ、トリサシダニ、アブ、サシバエ、ブタジラミ、動物に寄生するノミ、及びシラミ、畜舎周辺のボウフラなどの防除に用いられます。

（3）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- 1）「エフロトマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の

募集について

- ・担当委員の見上委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- *抗生物質で、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とする飼料添加物として、指定されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（４）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見について

１）農薬「ベノキサコール」に係る食品健康影響評価について

- ・「ベノキサコールの一日摂取許容量（ADI）を、 0.004 mg/kg体重/日 と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- *薬害軽減剤で、日本国内の農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（５）食品安全モニターからの報告（平成２２年７月分）について

- ・事務局から報告。